

牛久市農業委員会第9回総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月11日（月）午後2時00分～

2. 開催場所 牛久市役所分庁舎2階 第1会議室

3. 出席者

農業委員（13名）

会長 13番 山越 康義

会長職務代理 1番 吉田 功

委員 2番 川村 隆一 3番 飯田 光夫 4番 坪井 隆典

5番 村松 昇平 6番 澤田 臣男 7番 平沢 克人

8番 山越 隼人 9番 花島 常雄 10番 塚崎 光子

11番 藤田 文男 12番 中山 みつい

農地利用最適化推進委員（4名）

委員 中島 一郎 鈴木 正規 橋本 龍治 橋本 勝慶

農業委員会事務局（3名）

事務局長 榎本 友好 事務局長補佐 近藤 絹 主任 横川 多恵子

4. 欠席委員 無し

5. 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について

議案第3号 農地法第5条の規定による転用目的の所有権移転許可について

議案第4号 農地法第5条の規定による転用目的の使用貸借権設定許可について

議案第5号 農用地利用集積計画に対する審議決定について（中間管理事業）

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による
農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議案第7号 令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について

議案第8号 令和6年度牛久市農作業標準受託賃金（案）について

6. 会議の概要

事務局	<p>本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>定刻になりましたので、開会にあたり会長にご挨拶を頂きまして、引き続き牛久市農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長に議長をお願いいたします。</p>
会 長	<p>ただいまより第9回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>在任委員13名中出席委員13名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数以上の出席により本総会が成立していることを宣言いたします。</p> <p>次に、議事録署名者の指名であります。議長に指名により任命してよろしいか、お諮りします。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
会 長	<p>それでは、議事録署名者に5番村松昇平委員、6番澤田臣男委員を指名いたします。</p> <p>参与は、農地利用最適化推進委員の中島委員、鈴木委員、橋本龍治委員、橋本勝慶委員です。</p> <p>事務局は、榎本事務局長、書記として近藤事務局長補佐、横川主任です。</p> <p>議案第1号から第8号まで一括上程致します。なお、審議の都合上、議案第1号より審議致します。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可について、議題に供します。事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可についてです。</p> <p>第1項、庄兵衛新田町字新地下189番(田)1, 216㎡で、申請者は農業経営規模拡大のため、農地を譲り受けるものです。申請者は新地町在住の48年の農作業経験を有する農業経営者であり、自作により、畑: 617㎡を営農しており、申請地取得後における経営面積は1, 833㎡となります。権利取得後の作付け予定作物はカキ、リンゴ、ミカン、レモン等の柑橘類を予定しています。世帯員2名で、最大年間240日間農作業に従事する申請となっております。また、大型農機具として、トラクター1台をリースで確保するほか、耕運機1台、大型草刈り機2台、防除機3台、トラック1台、運搬機1台、草刈り機8台等を所有しており、土地取得の資金は自己資金でまかなう申請となっております。所有する農地の管理状況などから、農地取得の権利は有していると思われれます。以上です。</p>
会 長	<p>現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。</p>
塚崎委員	<p>令和6年3月1日、現況確認調査を、中山委員、藤田委員、榎本局長と私で行いました。現地写真をご覧ください。</p> <p>議案第1号第1項ですが、ご覧いただいております写真のように、遊休農地化しておりますが、耕起を行うことにより耕作可能な農地であることをご報告いたします。</p>
会 長	<p>以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。</p>

推進委員	特にありません。
会 長	では、農業委員に対して質疑を許します。
一 同	なし。
会 長	議案第1号について、原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。
一 同	異議なし。
会 長	異議なし全員賛成と認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたします。 つづきまして、議案第2号、農地法第4条の規定による転用許可について、議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第2号、農地法第4条の規定による一時転用許可についてです。 第1項、上太田町字辺田前633番1(畑)406㎡のうち163㎡、転用目的は接道のない自己所有の山林を伐採するため、工事用車両の進入路として所有する農地の一部を一時転用するものです。一時転用の期間は令和6年4月1日から3年間の予定で、事業内容としては工事用車両が出入りする範囲である163㎡に10cmの砕石を敷くものです。なお、事業終了後は原状復元の予定で、その他申請に必要な書類は全て確認しております。以上です。
会 長	現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。
塚崎委員	議案第2号第1項ですが、農地区分は一種農地と考えます。転用目的が、隣接する山林を伐採する進入路のための一時転用であり、今回の申請について許可相当と思われます。
会 長	以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。
推進委員	特にありません。
会 長	意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。
農業委員	なし。
会 長	質疑はございませんか。議案第2号について原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。
一 同	異議なし。
会 長	異議なし全員賛成と認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたします。 つづきまして、議案第3号、農地法第5条の規定による転用目的の所有権移転許可について、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号、農地法第5条の規定による転用目的の所有権移転許可についてです。

まず、第1項、神谷1丁目19番16外1筆(畑)計247㎡で、転用目的は自己用住宅で、既存集落に該当します。申請者は現在居住のアパートが手狭のため実家に近い申請地に自己用住宅を新築するものです。計画地は、申請地2筆に隣接の雑種地を合わせた、3筆計496.19㎡の敷地で、取水は上水道、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水は公共下水道へ接続放流する計画です。なお、資金については借入で賄う計画で、関係機関の協議は整っております。

次に第2項、女化町1113番1(畑)5,027㎡で、転用目的は資材置き場兼駐車場で、第1種農地の集落接続に該当します。申請者は当地より約500m離れた土地にて、大型建設機械などの重機の運送を主とする、一般貨物自動車運送事業等を営む法人を経営しており、個人と法人間で使用貸借の契約を結び、この法人の駐車場として使用するものです。なお、法人が現在使用中の駐車場は、周辺に茂った木の枝や葉により支障があるため、より条件の合った当地を取得し事業に用いることにしたとの理由書が添えられております。

なお事業計画では、敷地全体に30cmの砕石を敷設し、周辺を木杭及び番線で囲み、大型牽引車7台、被牽引車7台、大型トラック2台、顧客預かり重機2台、従業員車両9台分の駐車スペースを整備し、緑化のため周囲に西洋ヒバ65本を植栽するもので、水の利用なし、雨水は自然浸透処理とし、必要に応じ小堰堤やU字溝を敷設し隣接地に影響の出ないように配慮するとしています。なお、用地代及び整備費用は自己資金で賄う計画で、必要書類は整っております。

次に、第3項、城中町字埋作197番(畑)237㎡外田4筆、合計3,954㎡で、申請者は隣接地の社会福祉法人の役員で、不足している駐車場用地及び災害発生時の一時避難場所として取得するものです。事業内容は、申請地に平均高さ1.13mの盛り土及び表面を砕石敷きとして整備し、前面道路との高さをそろえ、車両出入口1か所、避難経路2か所及び駐車スペース50台分を整備するものです。雨水に関しては小堰堤を設け敷地内浸透としています。なお、用地代及び造成費は自己資金で賄う計画です。その他法令の協議は了しております。以上です。

会長

現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。

塚崎委員

議案第3号第1項ですが、農地区分は二種農地及び三種農地と考えます。転用目的が自己用住宅であり、今回の申請について許可相当と思われます。

議案第3号第2項ですが、農地区分は一種農地と考えます。転用目的が、一般貨物自動車運送事業の駐車場であり、今回の申請について許可相当と思われます。

議案第3号第3項ですが、農地区分は二種農地と考えます。転用目的が、隣接する社会福祉施設の駐車場および災害発生時の避難場所であり、今回の申請について許可相当と思われます。

会長

以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員

特にありません。

会 長	意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。
一 同	なし。
会 長	質疑はございませんか。議案第3号について原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。
一 同	異議なし
会 長	異議なし全員賛成と認め、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による転用目的の使用貸借権設定許可について、議題に供します。事務局より説明を願います。
事務局	<p>議案第4号 農地法第5条の規定による使用貸借権の設定についてです。</p> <p>第1項 猪子町字古海道868番14 畑、187㎡、申請者は、高齢になった父親より農業を継承し営農しておりますが、本申請は、手狭になった農業用倉庫を新築するため、父親から土地を借り受けるものです。事業計画としましては、農家住宅に隣接する申請地に、木造平屋建ての倉庫1棟を新築するもので、上下水道利用の計画はなく、雨水に関しては浸透枡4か所を設けて敷地内浸透処理する計画です。なお、建築に必要な資金は自己資金で賄うもので、その他必要な書類はすべて確認しております。以上です。</p>
会 長	以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。
推進委員	特にありません。
会 長	意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。
一 同	なし。
会 長	質疑はございませんか。議案第4号について原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。
一 同	異議なし。
会 長	異議なし全員賛成と認め、議案第4号は、原案のとおり許可することに決定いたします。つきまして、議案第5号、農用地利用集積計画に対する審議決定について（中間管理事業）を議題に供します。事務局より説明願います。
事務局	<p>議案第5号 農用地利用集積計画（中間管理事業）に対する審議決定についてです。</p> <p>改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、牛久市長より農業委員会に対し、第12回牛久市農用地利用集積計画の案が提出されております。資料、令和5年度第12回農用地利用集積計画集計表（農地中間管理事業）（新規）の表をご覧ください。表1段</p>

目、賃貸借権設定期間10年以上が、田：15件、16,692㎡、畑：12件、9,866㎡、合計、27件、26,558㎡、表4段目、全体の合計が、田：15件、16,692㎡、畑：12件、9,866㎡、合計、27件、26,558㎡の利用権を設定する内容となっております。以上です。

会 長 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員 特にありません。

会 長 意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一 同 なし。

会 長 質疑はございませんか。議案第5号について原案のとおり承認してよろしいか、お諮りします。

一 同 異議なし。

会 長 異議なし全員賛成と認め、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定いたします。つづきまして、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について議題に供します。議案第6号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、8番 花島常雄委員は議事参与できませんので、退席願います。

～ 花島委員 退席 ～

会 長 事務局より説明願います。

事務局 議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取についてです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、牛久市長より農業委員会に対し、農用地利用集積等促進計画の案が提出され意見が求められております。資料、令和5年度第12回農用地利用集積等促進計画案集計表（農地中間管理事業）（新規）をご覧ください。表1段目、賃貸借権設定期間10年以上が、田、28件、39,725㎡、畑、9件、50,173㎡、合計37件、89,898㎡となります。続きまして2段目、使用貸借権設定期間10年以上が、田、7件、4,823㎡、畑、8件、14,928㎡、合計15件、19,751㎡となります。4段目は合計となりますが、田、35件、44,548㎡、畑17件、65,101㎡、合計52件、109,649㎡に権利を設定する内容となっております。以上です。

会 長 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員 特にありません。

会 長 他にご意見ございませんか。意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一 同 なし。

会 長 質疑はございませんか。議案第6号について原案のとおり承認してよろしいか、お諮りします。

一 同 異議なし。

会 長 異議なし全員賛成と認め、議案第6号は、原案のとおり承認することに決定いたします。ここで、花島常雄委員の議事参与を認めます。

～ 花島委員 着席 ～

会 長 つづきまして、議案第7号、令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について議題に供します。事務局より説明願います。

事務局 議案第7号、令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）についてです。
最適化活動の目標値につきましては、毎年目標を設定し、集積された農地の面積や、遊休農地の解消、新規参入者の促進などの成果実績と、実際に農業委員・農地利用最適化推進委員が月に何日・どのような活動を行ったかによる活動実績に基づき、交付金の算定基礎等になっているもので、毎年この時期に次年度の目標を設定し、総会で諮ったのちに県へ報告し最終的には全国農業会議のホームページ等で公開されるものです。それでは、資料に基づきまして概要をご説明いたします。

（概要説明）

会 長 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員 特にありません。

会 長 意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一 同 なし。

会 長 質疑はございませんか。議案第7号について、原案のとおり承認してよろしいか、お諮りします。

一 同 異議なし。

会 長 異議なし全員賛成と認め、議案第7号は、原案のとおり承認することに決定いたします。
つきまして、議案第8号、令和6年度牛久市農作業標準受託賃金（案）について議題に
供します。事務局より説明願います。

事務局 原案につきましては、「農作業受託賃金検討委員会」での検討結果であり、農作業受委託
を円滑に行っていただくために設定しているものであります。資料に基づきまして概要をご
説明いたします。

(概要説明)

会長 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何
かご意見ございませんか。

推進員 特にありません。

会 長 意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一 同 なし。

会 長 質疑はございませんか。議案第8号について原案のとおり承認してよろしいか、お諮りし
ます。

一 同 異議なし。

会 長 異議なし全員賛成と認め、議案第8号は、原案のとおり承認することに決定いたします。
つぎに報告事項です。農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受
理について、事務局処務規程第6条の規定に基づき専決処理した件について、事務局より報
告がありましたので資料をお読み取りください。
本日の議事は、すべて終了いたしました。
以上をもちまして、第9回農業委員会総会を閉会いたします。円滑な議事運営にご協力い
ただき有り難うございました。